

(参考資料2)

〔食の安全・安心確保交付金に係る事後評価フロー図〕

事業実施主体は、事業を実施した翌年度の6月末までに、目標ごとの事業の成果について都県知事に提出する。



都県知事は事業実施主体から提出された報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事業評価を踏まえ、事業実施主体を指導する。

また、上記の事後評価の結果を踏まえ都県等全体の事後評価を行い、事業を実施した翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局に提出する。

なお、都県等の事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。



地方農政局長は都県等から提出された成果報告書に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

地方農政局長は、事後評価の結果について管内都県分を取りまとめ、11月末までに消費・安全局長に報告する。



事後評価を行った都県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。